

として大・中型トラクターを個別所有し、省力稻作技術を中心とする「大規模」農家の創設を指摘された（『開田』日本の農業50 昭和四二年三月）。

開田「大規模」農家の経済

— 専營的畑作から大規模水田農業
へ・山形県新庄市昭和部落の一
農家事例 —

大場正巳

一 はじめに

昭和四〇年を前後する時期以降、東北地方の農山村・山村を中心とする地域における広範な開田化のなかで、一点強く注目をひいたのは、既存農家の經營耕地規模をはるかに抜く「大規模」稻作經營農家の創設であった。

かつて馬場昭氏は、こうした東北地方の開田化は、水田率でみる限りそれは平地農村への接近という側面を強くもつが、しかしそれは単なる平地農村化ではなきようであるとして、ほぼ同時期以降に進展する平坦地農村の稻作生産の組織化に対する、農山村・山村地域農家經營の個別化の強化をあげ、その一典型

さてこれ以降すでに数年を経過したのであるが、これら「大規模」稻作農家は、その後技術的・經濟的にいかなる展開の方針を經營として確立し定着させようとしているのであろうか。

もちろんこれら開田化地域は自然立地的にもその創設の諸過程についても多様であり、より長い年月のみがこれに一定の方向を与えていくであろうが、さしあたりここではその一過程を記録しておくといふ意味あいから、また「大規模」稻作農家創設のもう現在的意義を探る手がかりとして、先に佐藤氏らによって「開田化のむら」（『農業総合研究』第二二卷第一号、昭和四二年二月）として紹介分析された表記村落の一農家を対象に、若干の經營・經濟的考察を試みたい。

この「開田化のむら」昭和部落の特徴は、前掲稿に述べられたように、昭和初年七七戸の農家が各一戸当たり耕地（畑）五ha、採草地一・五ha、山林一・八haの開拓農家として入植し、畑専營的農家として、その原型を推持しながら昭和三八年頃までを経過し、これ以降四年にかけて畑の水田転換を主体に、採草地等を含むほぼ六ha余について開田化を進め、稻作「大規模」農家七〇戸余を創設してこの地を稻作地域化したということで

ある。この昭和部落に地を接して昭和二二年以降戦後入植の塩野、横樋山などの部落があり、また旧農家でも同じく烟、山林原野の活発な開田が進められたのであるが、その規模は昭和部落農家にくらべて一般に小さい。

したがって以下に考察する「農家の経営は、さしあたり昭和部落の大規模開田農家にだけ妥当とするといえるのかもしれない。ところで前掲稿「開田化のむら」の問題意識は、それがなお開田化過程であったことによって次のようにあった。

1. 昭和部落開田化の背景には、農業用ダム建設に巨額の費用を要した国営の泉田川水利事業があり、これを含めた開田費の農民負担なり開田投資の効率はどうか。

2. 昭和部落農家の開田は、この水利事業の完成に先行し、大部分が自家の井戸水揚水に依存してなされるが、農民負担にからむ両水利施設の利用調整、さらにそこでの水利秩序はどうに形成されるか。

3. 当時すでに大型トラクターの導入、直播栽培の採用、ライセンサーの建設などが進められていたが、こうした耕作技術の展開、定着の方向はどうか。

4. また昭和四一年から実施されている構造改善事業による協業組織・大型機械体系のもとでの、大規模水田酪農の構想に対する農民の対応はどうか。

この意味で、この「農家の経営実態の考察はある程度まで以上上の問題に応える手がかりを与えてくれようし、その中から部落農家の動向も察知できるものがある。

以下、一農家N家の経営分析に入るわけであるが、ここで制約的事情についてあらかじめ断わっておかななければならない。それは、ここにみるN家の経営経済関係資料は、専ら農家自身の必要上の記録にもとづくもので、強い厳密さは要求することができないということである。

しかしそれがもつてであろう欠陥は、農業、水利組合等の資料によってある程度カバーしえたし、また聞きとりによる調査のなかで一定の修正も可能であった。

また特に昨年度一年間依頼した労力調査からもそのチェックが可能であったので、單なる聞きとり調査以上の精度をもつことはいうまでもない。

二 開田化過程と関連投資

は第一表のようである。

N家の家族構成は現在単婚家族的態様を示し、農業労働力も経営主夫妻と長男の三人である。昭和三〇、三五年のそれが示すように、経営主の弟妹ら六人を析出して現在に至るわけであ

年	昭和30年		35年		43年			
	令	農業従事日数	年	令	農業従事日数	年	令	農業従事日数
経 營 主 家 族 構 成	才	日	才	日	才	日	才	日
	34	300	39	300	47	300	—	—
	29	280	34	280	42	280	—	—
	55	40	60	40	68	30	—	—
	19	250	24	250	—	—	—	—
	14	—	11	—	19	20	—	—
長 男 二 女 男 女 男 女 弟 妹 母 母 妻 妻	7	10	17	20	—	—	—	—
	5	4	11	11	—	—	—	—

注 1. N家の農業センサス控え、および聞きとりによる。以下特記しない限り資料出所は同じ。

2. 昭和43年所有地面積は、新庄市役所地籍確定調査資料による。

3. 水稲作付面積は、畦畔を3%とみて、これを差し引いたものとした。

開田前、N家の農業生産は5haの畑が主体で、採草地は原野的に(開田後N家はこの田を通称原野と呼ぶ)、そして山林は自給薪炭林として放置された。

この畑利用およびその他の農業生産の概要を示すと第二表のようである。この資料は毎年センサスの、N家の控えによるもので、そのままが粗生産額ないし販売額を示すとはみられないが、かりにその三割増としてみたとしても、その低位生産は否定すべくもない。

「開田化のむら」は、これ以降開田に至る事情を次のように

るが、それはあたかも現経営主の父が昭和三年当地に入植し、敗戦に至るまでの時代とほぼ同様の家族構成を示しているのでなかろうか。

こうして二〇～三〇年にして家族構成は一つのサイクルを完了し、次のサイクルに入ったわけであるが、しかし他方その所有経営土地の地目構成からみれば、それは全く新しい農業經營の創設ともいえる様相を呈している。

N家の開田は、後にみるように昭和三八年暮に開始され、九年から作付けを開始し、以降四年にかけて水田面積を拡大して六・六haに達するのであるが、N家としても、また昭和部落の全農家としても現在ほぼ開田可能地を開田しつくしたといえるであろう。

第2表 開田前、N家の農業生産

	昭和30年			昭和35年		
	収穫面積	収穫量	販売額	収穫面積		販売額
				kg	千円	
陸 農 類	反 5.0 3.0 2.0 —	kg 169 490 170 —	—	反 10.0 3.0 1.0 0.5 —	kg 2,100 720 320 60 —	80.0 — — — —
妻 類	12.0	2,400	64.0	10.0 1.0 0.5 0.5 —	kg 1,800 70 1,000 270 —	45.0 1.8 6.0 — —
雜 穀 類	— 0.5 4.0 4.0 4.0 2.0 1.5	kg 262 3,750 640 480 26,250 67,500 —	3.0 42.5 25.6 52.5 24.0 15.0 —	kg 0.5 1.0 4.5 4.5 0.5 1.0 —	kg 1,000 160 650 650 1,200 1,200 —	— 47.0 4.0 5.0 5.0 100.0 —
いも類	— 4.0 4.0 4.0 2.0	kg 3,750 640 480 26,250 67,500	— 42.5 25.6 52.5 24.0 15.0 —	kg 0.5 1.0 4.5 4.5 0.5 1.0 —	kg 1,000 160 650 650 1,200 1,200 —	— 47.0 4.0 5.0 5.0 100.0 —
まめ類	— 3.0 3.0	kg 1,800 ?	9.0 —	kg 1.0 0.5 0.5 0.5 1.0 1.0 —	kg 4.0 8.0 8.0 8.0 4.0 4.0 —	— 55.5 — — — 100.0 —
野菜類	— 3.0 3.0	kg 1,800 ?	9.0 —	kg 1.0 0.5 0.5 0.5 1.0 1.0 —	kg 4.0 8.0 8.0 8.0 4.0 4.0 —	— 55.5 — — — 100.0 —
な青そ 飼 養 養	刈の農 鶏	kg 37.5	kg 485.6	kg 64.0 90.0 72.0 8.0 16.0 28.0	kg 90.0 72.0 8.0 16.0 48.5.6	kg 100.0 15.0 20.0 8.4 509.7
(販売額合計)						

述べている。「畑作物（価格）の相対的低落のなかで、生活水準の向上に対応して生産力を高め、高収益を確得しうる安定の方途に迷い、結局畑作への展望に見切りをつけて一挙に開田を押し進める方向をとらざるをえなかつた」とし、また前にみたよ

うに、ときあたかも「後継者の結婚、二、三男の進学が重なり、（陸稻生産のある程度の発展による）所得増加にもかかわらず、生活費の増加もあって農家生活も次第に圧迫を感じするようになつていた」（括弧内は引用者）。

このようないくつかの開田前ににおける農家経済の窮屈は、開田が以下にみるよう極めて有利におこなわれたにもかかわらず、その資金操作の面を通して、またひいてはその後の経営、農家経済に強い影響を与えることになった。

N家の開田化過程は以上のように、全く新しい農業経営の創設ともいえる側面をもつたことによつて、二つの投資部面をもつた。

その一は、通例の開田化過程にみるいわば直接的な土地投資であり、その二は、「大規模」開田II稲作經營の創設であることによって、小規模開田あるいは増反等とは異質ともいえる開田関連投資を不可欠なものとした。

以下このそれについて記録しておこう。

(一) 開田II 土地投資 N家の開田化過程および開田費を列挙すると第三表のようである。

上掲表による通称「北の田」は「防風林跡」（開田前防風林で部落共有地を分割したもの）をふくみ、「南の田」とあわせて入植時以降の畠一団地を開田したものである。「原野」は共有採草

第3表 水田造成投資

(単位: 円)

	北の田 (240 a)	防風林跡 (28 a)	南の田 (249 a)	原野跡 (132 a)	屋敷畠 (9 a)
開田年次	昭和38年	39年	40年	41年	42年
造成費	156,000 34,000 190,000 62,000 20,000 5,000 12,000 20,000 119,000	30,000 北の田20とも ととど泉田川 に土地改良 区用に水による 一	355,000 56,800 15,000 30,000 15,000 20,000 1,765 136,800	300,000 55,000 649,685 余水による 泉田川 土地改良区用に水による 14,257	613,565 28,033 8,087 8,000 49,218 8,889
水利施設費	機械費 事務費 計画費 工事費 電気費 水道費 井戸費 劳动力費 耕作費 他費	タ 事 計 工 一 揚 モ 電 井 戶 掘 り の 計 成 設 設 費 費 費	10,071 9,006	5,493	9,006
10 a当たり	(水利田(施設))	7,917 5,409			

注. 泉田川土地改良区用水費は「昭和43年度区費徴収原簿」による。

ただし区費のうち運営費にあたる経常費は差し引いたが、償還金等が含まれているので、厳密な意味での年水利施設費ではない。

地を昭和三〇年に分割、放置していたもので、それ自体約三〇〇米を距て二つの圃地をなしている。
 以上の四団地がN家の基本的耕地+水田であるが、これ以外に宅地に接して五四aの畠があり、そのうち九aは余水利用の

水田として、二〇aは畠苗代用地として利用され、その跡作とともに残余が飼料畠、自給用蔬菜畠で、合計七〇三aがN家の耕地面積である。

このように極めて短期に、しかも一〇a当たり開田費にみられるよう、有利な条件のもとに「大規模」稻作農家が誕生したわけであるが、にもかかわらずその生産+經營上からみた場合、それはなお幾つかの問題点をはらんでいるといえよう。

その第一は、つぎにみるよう大型トラクターによるかなり広い作業範囲、耕起や整地のみでなく堆肥や元肥撒布までを起こない、しかもそれなくしては適期作業が困難であるにもかかわらず、その圃場は旧所有に制約されて分散し、農場型圃場を形成することができなかった、という点であり、第二は前述のように、昭和部落の開田が泉田川水利事業の一環として位置づけされていたにもかかわらず、その事業の完成にさきがけて個別に開田されたことによって、用排水路の未整備が問題となり、圃場の乾田化が多く不十分な状況を呈している。

それのみでなく造田技術の稚拙さ、土壤条件に適合的な開田技術の検討がなされないままの、ブルドーザーによる開田+床締め、さらにその後の大型トラクターによる耕耘等の結果として、一部排水不良を招いているとみられる圃場もある。
 これらに対応する暗渠排水、弾丸暗渠なども考えられてはい

第4表 泉田川土地改良区関係面積と賦課金
(単位:面積=反、賦課金=千円)

	旧田補水区	開田区	計
新庄地区	面積	294.4	294.4
	賦課金	3,047.1	3,047.1
萩野地区	面積	1,425.0	5,904.9
	賦課金	1,356.2	55,004.7
うち昭和部落	面積	941.5	941.5
	賦課金	9,779.1	9,779.1
金山地区	面積	2,854.0	453.1
	賦課金	2,826.2	4,401.0
真室川地区	面積		664.9
	賦課金		6,835.7
総 計	面積	4,279.1	7,317.4
	賦課金	4,182.4	69,288.5
			11,596.5
			73,470.9

注. 前表、泉田川土地改良区資料による。

るが、まだその実施にふみ切るまでの経済的基盤を築きあげえていない。

こうした問題点をもちながらも主要圃場については縦九一米、横二三・五米の、ほぼ二〇a区画の水田を造成し、構造改善による農道整備と相まって、従前の、この地方の旧耕地整理田を抜く水準の耕地=水田を造成するに至った。

それはさておき「開田化のむら」が述べたように、この地域の開田化全体についてみれば巨額の公共資金が投下され、この

維持費、償還金、金利等を含む開田地での水利関係費は、一〇a当たり昭和四三年には約一円万にも達する。しかし先のように昭和部落の場合、主な水田についてはこの水利施設の完成前に、自家井戸水揚水による個別開田を完成していたことによって、しかもこの部落周辺地域における予想以上の開田化の進行――計画開田面積は昭和部落を含めて七三〇haであったが、現実には一、〇〇〇haにものぼったことによって、総体としても、また昭和部落についても両水利施設の利用、負担調整はさしたるトラブルをみるとなく、一定の秩序を形成するに至った(第

四表)。

この昭和部落の開田総面積は四〇〇haに達するとみられるが、圧倒的に地下水利用が多く、泉田川水に依存するものはわずかに九四haにしかすぎない。それのみでなく、この部落上流部での泉田川用水利用による開田化の進行は、昭和地区における地下水を豊かなものとし、その利用を安定的なものとしている、といわれる。

ところでN家の場合、前掲第三表のよう、それぞれの圃場=団地についての一〇a当たり開田費にかなりの差がみられる。もちろんそれは開田が四年間にわたったこと、その間この地の開田ブルームが業者に対する需要を強め、工事費を高めたことにも原因があると考えられるが、これらを含みながら第一には直

接、いわば水田の造成費部分に、そして第二には水利費施設にその差が起因する。

水田造成費については「北の田」では 10^a 当たり七、九〇〇円で、同じく既耕地（畠）であった「南の田」では一四、二五七円である。この差は上の理由による工事費の一般的高騰を除けば、地形的要因、つまり均平化するに必要な土砂の移動量に専らの原因し、「原野」の場合には、上と同じ理由とともに開田前の植生、つまり雜木地であったこと、さらに「一团地にわかれていることによって四九、〇〇〇円と大きな差をもつた。

次に水利費については、以上述べてきたように自家揚水によるか、泉田川土地改良区の水利に依存するかによって大きな差が生じた。と同時に、このいずれによるかは、後にみるよう、その地価形成上にも一定の問題をもつのではないかと思われる。自家揚水による場合、第三表のような施設費を必要とする。

この「北の田」「南の田」の一〇 a 当たり総施設費は平均五、四〇〇円、その主要部分である原動機、揚水機の償却を五年とみれば年 10^a 当たり施設費は一、〇八〇円となる。これに運転経費を加えたものが水利費であるが、その合計は一、五〇〇円、前後とみられる。

他方泉田川用水の場合、施設費部分と考えられるものの昭和四年度賦課金——これには償却費部分を含んでるので厳密なそれ

ではないが——、当面九、〇〇〇円余であり、これに經常費一〇 a 当たり一、一〇七円を加えたものが水利費となる。

このように両者の間に大きな差があるにもかかわらず「原野」「防風林跡」について、N家が泉田川用水に依存したのは次の理由による。

すなわち「原野」の場合には地下水脈を探りあてることができなかった（N家の田に限らずこの周辺についても）、ということであり、「防風林跡」は「北の田」に接して上流部に、しかも「北の田」の開田後に開田されたこと、つまり「北の田」の井戸の大きさ（=地下水量）、揚水機の揚水量に一定の限界をもつていたことがあげられよう。

そして、別途にもう一台の揚水機場を設置することの経済性——長期的にはとにかく、さしあたり一〇万円以上の資金を必要とすること、そしてまた泉田川用水路がこの圃場に接して敷設されたことなどがその原因である。

こうしてN家の 10^a 当たり開田費は「北の田」の最低一三、三二六円から「原野」の五八、二三四円の間であった。

「田畠転換を可能にする条件は、開田投下資本利子が、造成された水田の地代と、水田の機会費とされる畠地代との差額より低いこと、すなわち開田費が造成水田地価と畠地価との差額を下回ることにある」とする「開田化のむら」の論理、そして

昭和三九年当時この地方の地価、中田一九・七万円に対する中畠五・六万円の開差は、この開田をきわめて有利なものとした、と評価されよう。そしてそれは農家自身にとって資産増として意識されたようである。

ところでこの地価形成について、上にみたように自家揚水田と泉田川用水依存水田とでは異なった体系の様式をもつてはなかろうか。

つまり前者の場合一団地一揚水機の体系であり、水路も個別所有される。したがってそれぞれの地片は、いわばこの水系のもとでのみ水田であり、それが切り離された場合には、揚水施設を別途に設置しなければならないという問題をこれはもつてい

る。実は開田費といい、地価形成という場合、このように自家揚水施設をどうとりあつかうか、という問題が以上のような形であるわけだが、ここではとかれていない。

(二) 開田開連投資 開田前、N家が所有または利用した主な農機具類は次のようなものであった。個人所有のものPS耕耘機、二PS電動機、動力カッター各一台、共有のもの動力脱穀機、動力撒粉機各一台、それに役馬一頭などであった。

一と二の既存規模の稱作であれば、以上の農機具類によつてもおおよそその生産は可能であろうし、通常農家のこうした技術裝備も動力脱穀機が個人所有で、これに調整機械類が追加

される程度のものである。

こうしてそれは、上の土地關係投資のみでその生産が可能とされたであろう。しかし、家族労働力主体の、六七余の耕作經營の創設を意図するとき、しかもこれをとりまく現在の耕作技術の水準にも規定されて、それは畑作時代の、あるいは既存規模の耕作經營とは異質の、ともいえる經營的、技術的裝備が必要とされ、これどもなう巨額の投資が不可欠であった。

例えば多雪のこの地で、融雪から耕起までの期間は一〇～一五日あり、しかもこの間に苗代——この苗代も融雪しておこなわれるのが通例であるが——管理はもちろん堆肥貯、元肥散布もおこなわねばならなかつた。

それはまた田植時期との關係——後にみるようにはN家では田植え労働(全面耕種植)の七割を雇用労働に依存するのだが、この雇用労働は、近傍農家の田植え開始前の労働力による、ということによつても強い制約をもつた。そしてまた開田前、農協を中心とする耕作「将来の計画構想」も、大型機械の共有と共同利用による一貫作業化をねらうものであった。

こうして第五表のように大型トラクター等諸機械が導入されるのであるが、それは先のN家のそれを含めて、この「構想」とは異質のものへと転じていった。この点についてもう少し歎衍しておこう。

第5表 生産装備

(1) 建物

	構造	建築年度	昭和43年度 初め現在価	農業専 用割合	農業分 償却額
住宅	木造平屋 35坪	昭和3年	円 97,500	% 30.0	円 4,500
畜舎	〃 20坪	〃	162,500	100.0	22,500
納屋	〃 18坪	〃	65,000	100.0	9,000
車庫		42年改造	305,600	80.0	18,000
作業舎	鉄骨2階建	42年	1,298,800	100.0	61,200
井戸小屋		39年	38,925	100.0	2,025
井戸小屋		40年	40,950	100.0	2,025
計			2,009,275	1,941,025	119,250

(2) 農機具

	型式	購入年度	所有別(個人・共有)	昭和43年度 初め評価額	農業専 用割合	農業分 償却額
揚水機3台	4, 3, 3吋	昭39, 40	個人	円 99,333	% 100.0	円 18,963
モーター3台	5, 2.5, 3PS	〃	〃	33,350	100.0	4,500
脱穀機	牛セキ自脱	42	〃	55,025	100.0	6,975
自動二輪	50cc	43	〃	58,000	80.0	5,220
トランクターベン機	Ford52PS	39	5戸共有	193,000	100.0	32,400
同上付属機具		〃	〃	93,900	100.0	25,600
貨物自動車	ダットサン11	43	個人	600,000	100.0	86,400
自脱カッター		41	〃	50,400	100.0	7,088
動力撒粉機		39	〃	32,400	100.0	9,720
カーペット・ス		42	5戸共有	106,040	100.0	13,050
ブレーバー						
バインダー	クボタ3条刈	42	3戸共有	132,000	100.0	16,500
トランクターベン機	Ford46PS	43	5戸共有	309,000	100.0	34,762
同上付属機具		43	〃	238,000	100.0	40,900
その他大農具	鋤, 稲杭, 型付		個人	58,400	100.0	34,560
小農具				25,000	100.0	25,000

注 1. N家の「償却資産台帳」による。

2. 昭和43年度初め評価額は共有分については均等分割した額を示す。
3. トランクターベン機はローターべーター、油圧ローダー、マニアフォーク、松山式ブラウ、水田車輪サブソイラー、ブロードキャスター等を含む。
4. 固定揚水機は2台であるが、1台は代掻き時などに臨時に使用される。

昭和三九年農協構想に対応して、小集落（二三~一七戸）を單位とする大型トラクター等の共有・共同利用がおこなわれたが、これ以降の開田による各農家の耕作規模の拡大、それと先の春作業過剰の狹少さ、田植え労力の確保競争などもあって、たちまち解体し、多くは国产中型トラクターの個人所有へと転換していった。

しかしそれもまた幾つかの問題点を生み出して非国产大型トラクターへの買替え農家が続出し、そうでなくとも困難な經營を、借入金の増大によって一層耐えがたいものとし、農協等からも一定の批判の声があがっている。

この買替え理由の主なものと摘記すると、中型トラクターの時間当たりにもつ耕耘可能面積と先の適期耕の問題、それ故にトラクター利用が耕耘作業に限定され、堆肥畠、元肥撒布が手作業によらなければならぬこと、またこの間に必要とされる種々の組み作業が不可能なことなどがあげられている。こうした点を先き取りしたというわけではないが、N家集落では一三戸が三グループに分かれ、非国产大型トラクターを共有、もぢまわり利用している。

N家五戸グループでは三九年にFORD五四PSを集落共有から譲り受け、四三年には同じくFORD四六PSを諸作業機、ニアスプレッター、スピナーブロードキャスターなどとともに

共同購入、もぢまわり利用し、カーベットスプレーア、バインダーなどの主要農機具も共有し、あるいは共同利用している。

またこのグループは乗用車一台を共有し、田植え雇用労力の送りむかえや、他地方の農業視察などにも利用している。こうした点からも、上の方向は一定の定着性をもつのではないかとみられる。

以上のようない主要農機具を共有しているにもかかわらず、昭和四三年度初め、N家の農機具関係投資（評価額、五戸共有等のものについては均等割）は二〇〇万円にのぼり、既存農家の投資額水準をはるかに抜くものであった。

またこれ以外にも作業収納舎の新築一三〇万円、車庫改築三〇万円など、この機械、施設を合わせると、開田にともなう関連投資は三五〇万円余にも達した。

(三) 開田・闘争資金の調達 以上の土地投資、農機具等関連投資、ならびに以下に見る流動資本投下によって、N家は先の畑専業的經營から「大規模」稲作専業的農家へと生まれかわったのであるが、これら資本の大部分は借入金に依存し、また開田の前の農家経済事情からして、それなくてはこの転換是不可能であつた。

第六表は、昭和四三年末におけるN家の長・短期の借入金の状況を示したものである。

第6表 資金借入額および返済額（昭和43年末現在）

	借入年次	借入先	借入現在額	本 債 額	年 度 額	支 利 子 利 子 額	払 額	資金種類	備 考
開田工事資 金	昭38~42	泉田川土 地改良区	900,000	円	21,958	31,256	円	農林漁業資金	42年借入分は 据置期間中。
農道整備事 業負担金		"				8,478	"		支払利子に は償還金を 含む。内訳 不明。
換地処分事 業負担金		"				27,356	"		
長期借入金 (A)	42~43	昭和農協	453,000	円	29,455	29,455	円	農業近代化資 金	5戸共有分、 別途口座によ る。
(B)	33~43	"	2,690,855	円	580,220	122,848	円	近代化、牧野 改良、農家経 営改善等資金	
短期借入金	42~43	"	2,472,200	円	2,472,200	309,696	円		
計			6,516,055	円	3,074,378	529,079	円		

注 1. 39年購入トラクター等の償還は、事実上終っているので、ここには掲げていな
い。

2. 短期借入金については第11表を参照されたい。

これら長期資金についてはすべて何らかの制度融資に依存し、短期資金は農協金融にかかるものであるが、その総額は上掲表のように六五二万円にも達している。このうち長期の開田関係資金、農機具購入資金、牧野改良資金等は以上からしてあるいは当然といえよう。しかし短期資金二五〇万円については若干説明しておかなければならぬ。

開田費など制度融資の場合一定額の自己資金、例えば水田造
成費九〇万円を借りるためには二十数万円が必要であったし、農機具等の購入についても同様であった。これら所要自己資金は、畑作時代の蓄積＝運転資金や生活資金部分をもそれに注ぎこむ結果となり、また支払い労賃や肥料費等經營資本の増大と相まって短期借入資金のいっそうの増大をみたと思われる。

したがってこの經營は、外見上ののみならず資金運営の面からしても、既存の小農經營とは異なり、とくにこの後者についてみれば、上掲表のように多額の現実の利子支払いを前提し、その限りでも、いわゆる小企業農的性格をもたらすをえなくする
かにもみえる。

もつともそれがそうであるか否かは、利子の支払い源泉にかかわる問題であり、これは他のもう一つの經營タイプ、いろいろな評価をうけながらも新潟県等を中心に一定の展開をみせて
いる、請負耕作農家の小作料＝地代源泉の問題と、いわば対の

問題をなすものであるともいえる。

そしてこれらはともにこの経営が生み出す生産力の水準と、そのもとの経営の収益力如何にかかっている、ということができるよう。以下この点について考察を進める。

三 N家の経営と経済

前述のようにN家の記帳に、若干の補正を加えて作成したのが第七表N家の昭和四三年度農業経営の成果表である。

以上までは、もっぱらN家の耕作経営から耕作経営への転換の側面を追ってきたのであるが、第七表のようN家はその転換後も畑作時代からの養鶏、酪農、さらに自給性（蔬菜、大・小豆等生産）をも加える複合的な経営形態をとっている。

この点は、後にみる長男II後継者の出稼ぎ兼業の問題とあわせてN家の経営、経済の性格の一端を示すと思われるのだが、それはさておき、上掲成果表は、この耕作経営をどう評価させるのであろうか。

こうした開田による東北地方の「大規模」耕作経営についての考察としては、前橋馬場氏の『開田』、酒井惇一氏「開田と農民層分解」（東北大農学部『農業経済研究報告』第一〇号、昭和四年三月）、伊藤喜延氏「上層農の存在形態」（昭和四年四月、農業問題研究会での報告）、集団耕作集落研究会（代表者石川英夫

氏）『集団耕作体制の形成過程に関する研究』（昭和四一～四二年報告書）などがあげられる。

とくにこの最後にあげた「研究」は、わたくしの分析対象が昭和部落の一農家であるのに対し、昭和部落全戸を含む地域農家一六戸を対象に技術、経営、経済の全般にわたる実験、調査を行なったものの結果である。

そこでこの昭和地域の耕作経営がどう評価されているか、以下若干紹介してみよう。

「昭和地区に形成された五～一〇ha耕作経営の群落が、わが国の零細自作農的農業構造のなかに成立した特異事例（開田地帯という）であるとともに、上記農業構造の解体後における耕作の基幹的生産力担当層の先駆的タイプであると考えた。

つまり昭和地区における耕作経営においては、水稻直播栽培の採用や大型機械の共同利用などにみられるように、旧米の零細自作農的農業構造における労力多投型技術・経営原理とは異った原理の生成・発展を期待したのである」と、それはこうした問題意識に立つ実験であり調査であった。

そして先の馬場氏、酒井氏の報告も多かれ少なかれこうした問題意識をひめ、伊藤氏の場合——伊藤氏は上の研究会のメンバーであり、その一素材を同じくこの昭和部落の農家に求めながら——「米価の相對的安定性と開田工法の進歩を前提とし、

第7表 N家の農業経営とその成果(昭和43年)

	単位	農業総額	水稻作	養鶏	乳・和牛	畑作
作付面積(飼養頭羽数) (A)	a		638	100	3,504.8	45
農業労働	時間	4,287.9	159.5	—	503.6	120.0
直接雇用	"	1,924.0	—	—	—	—
間接雇用	"	54.0	54.0	—	—	—
畜力使役時間	"	6,265.9	5,482.8	159.5	503.6	120.0
畜力使役時間	"	111.5	95.4	—	13.8	2.3
畜力使役時間	"	12.2	7.7	—	—	4.5
農業資本投下額	円	1,941,025	1,778,525	56,875	105,625	—
固定資本	"	1,952,788	1,847,899	12,000	75,070	17,819
動植物	"	446,000	66,000	—	336,000	44,000
小物	"	4,339,813	3,962,424	68,875	516,695	61,819
財資	"	853,810	644,960	99,783	99,567	9,500
資本	"	598,802	524,016	15,232	48,094	11,460
資本	"	1,452,612	1,168,976	115,015	147,661	20,960
資本	"	5,792,425	4,861,400	183,890	664,356	82,779
主要生産物数量	kg		30,660	?	3,731.9	?
品目別	円	4,740,018	4,174,640	217,709	160,069	42,700
農業粗収益	年度未収益		わら 144,900	—	—	—
	計	"	145,200	142,500	—	2,700
労働費	(家)	"	4,885,218	4,462,040	217,709	160,069
雇用	(族)	"	829,299	679,731	30,460	96,188
固定	(用)	"	368,300	368,300	—	—
農用建物維持修繕費	"	480,888	375,726	10,035	90,433	4,694
農業經營費	小農具、修繕費	"	216,742	212,042	—	3,700
	種苗、種畜料	"	57,000	23,500	30,000	—
	肥料	"	549,390	498,390	—	38,000
	飼料	"	325,575	—	169,565	156,010
材料費	農業諸材料	"	133,715	132,215	—	—
	光熱動力金	"	116,073	115,563	—	510
賃料	地代	"	29,102	23,188	—	914
	地代	"	87,840	87,840	—	—
	地代	"	192,182	192,182	—	—
	計	"	3,386,106	2,713,677	240,060	385,755
地代	総額	"	202,284	189,034	—	46,614
	内支払小作物料	"	—	—	—	—
資本利子	総額	"	528,558	443,603	16,780	60,622
内負債利子	(L)	"	493,245	423,320	12,434	52,216
農業生産費用	H + I + K(M)	"	4,116,948	3,346,314	256,840	452,877
農業純収益	E - H (N)	"	1,499,112	1,748,363	(22,351)	(225,686)
農業所得	N + F - J - L	"	1,835,166	2,004,774	4,325	181,714
農業負担租税公課	"	96,384	79,324	5,301	10,410	1,349

注 1. 上表の作成は農林省『農業経営調査報告』の方法によった。ただし、自家勞質

評価はN家の支払い労賃単価(時間当たり191円)による。

2. 地代は頸地小作物料2,784円、畑1,500円、牧草地500円とした。

3. 資本利子は特別営農資金の換算年利率0.09125によった。

4. 現実負債利子額が第6表の支払い利子と異なるのは、農道整備、換地処分事業負担金について、利子部分が分離できないので、これを除いたことによる。

低地代地の存在を基礎として……資本型上層農としてはより容易に成立する」というようにさえ、農業問題研究会報告で評価された。

しかし先の「研究」では、昭和地域におけるその後の稻作生産の経過は、「水稻直播栽培の減退と移植栽培の全面的採用」という実態の示すように、この大型稻作經營は労力多投型技術・經營原理のもとに単位面積当たり収量の増加を通じ、農業經營並びに農家經濟の安定をはかるという発展方向を追求しはじめた。つまり、昭和地域の稻作經營は「大規模」であり、高度の技術裝備をもしながらその經營のあり方としては、周辺既存農家と等しいものになつていった、というのである。何故か。

「この動向は、比較的高い生産者米價水準という經營外的因素や、周辺農村部から低廉な臨時労働を容易に調達しうるという内部的要因によるところも大きいが、基本的には零細自作農の農業構造の滲透圧に規制されてのことといわざるをえない」と。

この昭和地域農家の經營実態、そして現状把握は、以下 N 家についてもみるようにはほぼ正しいと考える。しかし次の点についてはどのように理解されるのであろうか。

その一は昭和部落の農家がいかなる經營原理に立つとしても、

今日こうした規模——耕地面積、技術裝備の稻作經營が創設された必然性は何か、という問題である。これについて具体的には伊藤氏の指摘された低地代地の広範な存在等の理由があげられようが、論理的には、現在における稻作の生産力水準、つまり社会的要請があるのでなかろうか——例えば庄内の稻作集団栽培形成の必然性との対比。

第二に、こうして稻作「大規模」經營が創設されたが、それは米作生産力水準に規定され、稻作集団栽培が限界を画されていたその点に限界をもつていたということである。しかかもうこれら經營がその水準（庄内の本埠、最上では集団栽培の組織すらあつたもの）にある点は注目すべきではないか。

そして第三に、以下 N 家についてみると、稻作時代とは異なった意味での農家經濟の絶頂がある——「研究」とはこの点で認識が異なる。これが昭和部落農家に一般化しうるとすれば、そこではまず何よりも「農業經營並びに農家經濟の安定」こそが、当面の目的となるのは当然である。

そしてこの苦境を乗りこえうる經營はあるいはそれを乗り切るために、その「規模」の有利性をまた同時に生かしうる經營でもあらう。そこに新しい何らかの「原理」が生み出されない、ということもまたないとはいえないのではないか。

以下、再び N 家の分析に立ち帰ろう。

(一) 稲作部門 昭和四三年度、N家の土地を除く農業資本投下額は五七九万円で、その八四%、四八六万円が稲作部門への投資であり、これが經營の中心をなす。

この稻作部門の固定資本比率は七六%、うち農機具関係資本が一九五万円で五〇%を占める。こうした構成を比較するため、農林省『農業經營調査報告』 山形県庄内R・09-12農家、經營耕地四三九a、うち水稻付面積三九一aと比較してみよう——以下「R農家」とよぶ。但し昭和四〇年度版しか手許がない。

それと同じく土地を除く資本投下額は二二八・五万円、稻作部門の割合は八〇%、一八二・五万円で、和牛飼育、果樹、自給畑が付隨部門をなす。

ところでこの農家の稻作部門の固定資本割合は七九%でN家より高いが、しかし農機具資本はわずかにその一七%を占めるにすぎず、建物資本の割合が圧倒的である。

他方、流動資本についてみるとR農家の物貯資本比率は四七%、労賃資本比率五三%で、六三八aの稻作付面積をもつN家の方が労賃資本比率四六%と逆の構成を示す。

この点を家族農業從事者構成についてみると、R農家の場合労働能力三・〇と示され、また雇用労働も後にみると稻作に集中し、N家と等しい。

そこで農業從事者一人当たり、また一〇a当たり農機具裝備

額についてみるとN家では前者六一・六万円、後者一・九万円に対し、R農家ではそれぞれ七・七万円、〇・六万円で格段の差がある。

ではこれが米生産費構成にどのように反映しているか、集団稻作集落研究会の調査とあわせてN家の生産力のあり方を探してみよう。

まずN家を含む昭和部落三農家——この三農家についても表注に示した諸要因によつて差があるのだが——を平均して全国農家と対比すると、一〇a当たり費用合計で昭和部落農家の方が四、九〇〇円高い。その要因は肥料費(三、八〇〇円)賃料料金(一、五八〇円)、水利費、防除費などである。

肥料費については、この地が火山灰黒ボク土壌で肥料の多投を要するということであり、肥料々金はライスセンターの利用、それに用水ポンプアップのための電力料金が原因している。また水利費についてはその利用が一部分に限られるにもかかわらず、泉田川用水費が先のように高かったことなど、総じて自然的土壤度の低さにその原因が求められそうである。——これがまた今日まで水田化が見送られてきた理由でもあらうが。

こうしたなかで労働費のみは全国対比昭和部落農家が三、六〇〇円だけ低く、ここに「大規模」稲作のメリットがあるかに見える。しかし上の農機具裝備費の高さを反映して、ある農家

第8表 10a当たり米生産費と収益性

(単位:円)

	昭和地区			全国平均	参考		
	N家	A農家	B農家		生産費構成指數		
					N家	庄内R農家	
米生産費	種苗費	368	393	321	525	0.9 1.9	
	肥料費	7,812	8,942	8,489	4,608	18.9 10.1	
	諸材料費	1,811	1,085	1,459	1,581	4.4 7.1	
	水利費	3,012	3,302	312	1,370	7.3 12.2	
	防除費	2,072	915	1,004	983	5.0 8.2	
	農具費	7,928	8,320	8,642	6,070	19.2 8.5	
	{ 債却	4,604	5,660	8,145	5,687	11.2 4.8	
	小農具、修繕	3,324	2,660	497	383	8.0 3.7	
	畜力費	0	0	0	116	0 1.2	
	労働費	16,427	20,746	15,128	21,007	39.8 50.1	
収益性	{ 家族	10,654	15,928	9,683	18,467	25.8 34.7	
	{ 雇用	5,773	4,818	5,445	2,540	14.0 15.4	
	賃料料金	1,818	2,949	3,523	1,083	4.4 0.7	
	費用合計	41,248	46,652	38,878	37,347	100.0 100.0	
	10a当たり収量 kg	481	512	523	497		
主産物価額	主産物価額	65,464	69,523	71,016	69,573		
	純収益	24,216	22,871	32,138	32,324		
	農業所得	43,870	38,789	41,821	50,791		

- 注 1. N, R家以外は『集団稻作体制の形成過程に関する研究』(昭和43年)による。このA, B農家の生産費が、先の農業問題研究会報告の伊藤氏の資料と同じであれば、その労働費は家計労賃によるもので、A農家の自家労賃時間単価は214円、雇用労賃211円に対し、B農家では自家労賃152円、雇用労賃177円で、「米生産費」方式によって、かりにその平均をとるとA農家の労働費はより少なく、B農家のそれは高くなる。N家は第8表のように家族・雇用ともに191円である。
2. 原表注: ①全国平均は農林省統計調査部公表のもの。②建物費は除外してある。③昭和地区A農家は5戸共有(2台)の大型トラクター所有、その他大農具も大体5戸共有、同B農家は個人大型トラクター所有、大農具も個人所有。④作付面積は全国平均98.9a、A農家662a、B農家580a。

第9表 10a 当たり稲作労働時間
(単位:時間)

	N家	R農家
措切起地肥肥用	0.44	0.54
予一耕整	3.46	6.24
子代田田	0.78	5.83
種苗本本元追	1.19	6.59
田植え	2.64	10.84
除草	1.75	19.92
かんりし	16.93	—
防病	21.50	14.27
稻調	10.42	5.35
合計	29.06	2.07
	2.45	8.80
	1.24	23.86
	2.23	2.99
	13.58	4.60
	4.88	19.64
	1.19	94.27
	29.83	
	84.17	

注. R農家は前掲「農業經營調査報告」「作業体系表」より作成。そこでは本田耕起と整地、元肥と追肥などの作業時間が一括されていて、細部の比較はできない。なお、R農家の場合40年度調査であることに注意。

では償却費、ある農家では修繕費など農具費が二、二七七円高く、しかも先のライスセンターの利用料金等をこれに加えると、それは相殺される程度のものでしかない。

庄内農家の場合四〇年調査なので直接の比較はできないが、これを指標化して示すとほぼ同様のことといえる。すなわちR農家では労働費が米生産費全体の五〇%を占めてN家より一〇%多いが、農具費では逆にN家が一〇・七%多い。

このようにトラクターを中心とする大農機具の導入は、以上の限りでは無意味かに見える。しかし第九、一〇表によつて米生産力水準をみると、N家の場合一定程度の高さを示している。

まず第九表によると、本田耕起・整地(N家の大型トラクター

に対しR家では九・五(動力耕耘機)では三分の一に、また元肥撒布についてもN家ではトラクター利用があつて大幅に少ないとみられ、稻刈作業もバインダー利用によって一〇時間余労働時間が短縮されている。

ところが他方田植作業ではN家がやや多く、除草作業では、除草撒布技能が未熟でその利用が部分的であったことにより、雇用労働を大幅に入れるなど、作業間に技術のアンバランスがめだち、全体としての投下労働時間の短縮は一〇時間にとどまつた。

次に第一〇表によつて、米生産量についてみよう。

まず一〇a当たり収量についてみると、うえのR家は四〇年のそれにもかかわらず、庄内三ha以上農家水準を抜くものであることを見出している。しかし昭和部落でも、開田三~四年にして、すでにこれに迫る農家のことは極めて注目される。以下のようにその労働生産性が問題とされると同時に、既存農家との地代実現の競争——昭和部落に接する真室川町の開田一ha農家が、新庄市近郊農家の代替地一・五ha購入によって縮小した例が出ている——を通してはじめて「大規模」稲作農家の存立が可能とされるという意味からである。

しかし、昭和部落のこの高反収④農家の一〇時間当たり米生産量は極めて低い。こうした関係をN家を含む昭和部落農家に

第10表 N家の米生産力水準

	稻作付面積 a	10a当たり 収量 kg	10a当たり 労働時間 時間	10時間当たり 米生産量 kg	同左指數 (下越300a 以上=100)
N 家	638	481	84.2	57.1	107.5
R 農 家	391	573	94.3	60.7	114.3
昭和地区 ① 農家	662	512	97.3	52.6	99.1
② "	600	522	102.9	50.7	95.4
③ "	580	523	94.7	55.2	104.0
④ "	600	560	123.0	45.5	85.7
⑤ "	430	498	88.0	56.6	106.6
⑥ "	402	510	99.1	51.5	97.0
庄内 300a 以上平均		559	137.1	43.7	82.3
下越 300a 以上平均		513	96.6	53.1	100.0

注. 資料出所は第8表に同じ。

ついでみれば、一〇a当たり収量の高いものは投下労働時間も大で、下越の型をとるのか庄内型でいくのか未だその帰趨はあきらかでない。しかし現在までの推移は、先の『研究』のようになど内型としてのものであつたし、その經營が当面優位に立つのではないか。

最後に、前掲第八表からその収益性をみると、米生産費構成および米生産力水準に規定されて、一〇a当たり純収益ではN家の場合全国水準にくらべて八千円低く、B農家をもつてしても全國水準なみでしかない(ただしこれは表注照參)。

さらに米生産所得についてみれば、その純収益率の低さと雇用労働依存度の高さによって一層大きな格差のものとなる。以上からN家ないし昭和部落の米生産は、次の三つの問題点をかかえているといえよう。

その一は、この地のいわば原生的豊度が低かったが故に、それへの対応、あるいは改良のための支出を当面余儀なくされていること——このうち例えは土壤改良はライムソア等の投下によって可能であり、現にそれを実行している農家もある。

その二は、社会的、技術的要因、例えは田植機の未完成あるいは直播技術の未確立——ここで未完成、未確立という場合、通常の農家が、通常の状態のもとに導入しうる技術が確立されていないといふ意味——によって、規模の有利性が發揮されないのみか、過

剰な投資さえもが行なわれていること——田植雇用労働力の確保と大型トラクターへの買替えなど。

そして第三に、そうであるにもかかわらず、現在米作專業農家として農業經營を創設しようとするとき、この耕作規模、そしてそれにともなう技術裝備は社会的に要求される一定の水準を示し——例えば庄内稻作集団栽培の大型トラクター一台当たり耕作面積約二〇ha、N家グループでは三一haに一台、ただし昭和部落では先の自然条件、農家戸数＝自家労働力に制約される——、しかもそれが体系性を欠いていることによって収益性を制約するものとなつていていること。

とすれば、それは集団稻作研究会の「零細自作農的農業構造の渗透圧に規制され」た結果としてではなく、むしろ現段階の「小農」として構築される農業經營の姿を、そのまま示していられるにすぎない、といえるのではなかろうか。

(二) その他の部門　さきの第七表のようすに、N家の經營は養鶏、乳・和牛、畑作を、以上の稻作の付隨的部門としてもつてゐる——昭和部落の大部分の農家もまたそうである——。

畑についてはその一部が畑苗代として、また乳・和牛部門についても堆肥肥を通して稻作と一定の補完関係にあること、前に述べたとおりである。しかしそのいすれもが、現在のこの地の稻作技術水準のもとで、不可欠とはいひ難い点が問題である。

それにもかかわらず前掲表によつて部門毎の収益性をみると、いずれも赤字を示し、しかも所得としてみた場合にも、畑作部門がわずかにプラスを示すのみで、むしろ稻作部門の犠牲においてそれが當まれてることを示している——ただし、畑の苗代利用、また鶏糞、堆肥肥をそれぞれの部門の収益として算入していないところにこの表の問題があるが——。

そこで以下、乳・和牛、養鶏部門について簡単に問題点を探つてみよう。

前掲第一表のようすに、N家では農協の「大規模」水田酪農構想(和牛を含む一戸当たり平均六頭)に対応して、昭和四〇、四一年にかけて薪炭林一・七haのうち一・二haを牧草地へと転換し、まず飼料基盤の整備をはかった。

ついで開田化過程で減じた乳牛を三頭(四年には四頭へ)にふやして意欲を示す。しかしこの三頭の総搾乳量は三、七三一kgと、通常搾乳牛一頭分以下の低乳量でしかない。

もちろんこれは今年の特殊事情として、一頭については初産、他の一頭は乳房炎、があるので、しかしこれらをも含めて飼養技術の低さはおおいえない。とくに春作業期の、夜討ち朝駆け的な田植え雇用労働の確保競争と、この時間が乳牛管理の時間でもあることなど、しかもそれが田植え前の作業を含め

和牛についても、すでに成熟期(三才)をすぎて全くの過剰的意味しかもっていない。しかも乳牛を含めての肥育生産量は決して多いとはいえない。

養鶏も、その飼育規模(100羽)からして碎米などで飼育し、うる範囲をこえ、多額の購入飼料に依存して耕作との補完関係はうすく、所得的にもほぼ收支均衡する程度のものでしかなかつた。

このように耕作以外の部門の収益は、見込みえないにもかかわらず、これを継続し増加させようとしているには一定の根拠があると考えられる。以下、これらを含めてN家の農家経済事情について考察してみよう。

(三) N家の経済 N家の耕作収益力は低く、通常の農家水準をはるかに下回っていたが、しかし耕作規模六畝余に支えられて二〇〇万円余の所得をあげている。

これは耕作以外の部門のマイナス所得、また租税公課などを差し引いたとしても、この地方の三畝耕作規模農家の所得には匹敵するものであった。そこでは家計費——ここでは家計簿調査をおこなつていないので一応一五〇万円(昭和四一年度農業経済調査による、庄内三畝以上層一四二万円)——をみるとして農家経済余利二四万円を生み出すことができる。

これを源泉として、先の借入資本利子等が支払われるならば

それは小企業農的性格の経営の誕生といえたかもしない。しかし現実の支払い利子はこの余利二四万円をこえる四九・三万円であった。この限りでもうすでにそれは家計費に二五万円ほどいこむこととなろう。

別途の計算によつてみよう。N家の農業粗収益は四八八万円であった。これから第六表の長短期借入金の償還、返済額の合計三〇七万円、そしてこれらに対する利子五三万円を差し引いた一二八万円が、いわば現金手取り部分であり家計費部分となる。これは以上の農業所得から租税公課、負債利子を支払った残額一二四万円とはほ等しいことからもそうである。

ところで第一表は、N家の月別短期資金の借入れ状況を示したものである。これによると、米販売代金入金直後に、昭和四二年については三六万円の、そして四三年には七〇万円を借り入れている。こうした点に示されるように、上の一二四万円はもうすでに先喰いされてこれ以降の月々の家計費、そして三月頃以降の經營資金も、再び借入金に依存して生産が営まれている事情をそれは示している。

このことから、さきのその他の経営部門、つまり養鶏は日々の、そして酪農は月々の現金収入をはかるためのもの、と、このへんに両部門の存在の意味がおかれているように感じられる。もっともこれら養鶏、酪農にしても、その購入飼料等は農協の

第11表 N家の月別短期資金の借入状況

(単位:千円)

昭和42年			昭和43年		
借入年月日	借入金額	資金名	借入年月日	借入金額	資金名
41.12.20	357	証書貸付	42.11.28	700	証書貸付
12.24	20	"	43.1.11	150	"
42.3.30	35	"	1.29	150	"
3.30	25	"	3.11	30	"
3.31	142	特別貯金担保貸付	3.25	30	"
3.31	76	特営貸付	3.30	180	特別貯金担保貸付
5.27	80	証書貸付	3.30	160	特営貸付
6.30	10	"	4.9	30	証書貸付
7.10	50	"	4.27	50	"
7.31	30	"	5.29	30	"
8.4	30	"	6.13	40	"
8.7	260	"	6.17	30	"
8.10	20	"	6.29	96	"
8.19	50	"	7.2	30	"
8.23	30	"	7.10	30	"
9.5	30	"	7.17	30	"
9.9	12	"	7.29	43	"
9.16	30	"	8.7	50	"
9.20	30	"	8.13	30	"
9.25	30	"		460	当座購買貸付
	31	購買未収金		111	共済掛金
	23	市県民税		5	国民年金掛金
	3	国民年金保険			
	450	当座購買貸付			
	80	共済掛金			

注1 昭和農協のN家に対する貸付金償還請求書による。

2 千円未満は四捨五入。

買掛金によるもので、別の形での借金にすぎないのであるが。

このようなN家の農家経済事情は、昭和部落農家の特殊事例にすぎないのであらうか。昭和農協の四二年度末貸付金残高は一戸当たり一七三万円、うち短期資金貸付けが六〇万円であった。同様に先の第一表から、N家の四二年度末短期借入金をみると六六万円で、ほか以上と見合う金額である——ただし昭和農協組合員数一四三人で、昭和部落以外の農家をも含んでいいる——。またN家の長男は後継者の冬期出稼外で、昭和四二年冬からである。これも必ずしも例外ではない。

昭和四三年一月農業調査によれば、昭和部落農家七七戸（零細耕作の分家三戸を除く）のうち經營主ないしあと繼ぎが県外に出稼ぎしたもの三戸、県内出稼ぎ五戸、通勤夫日雇三戸、計一戸を数える。

こうした点に、昭和部落農家の「小農」的性格がじみ出ているのではなかろうか。

最後に、N家の、いわば生活水準を示すともいえる部分について一点述べておこう。

第五表生産設備(1)建物で示したように、N家の住宅建築年次は昭和三年、その現在評価額は九万円であった。これに対しても前に述べた庄内R農家は、住宅建築年次明治三六年、そして評価額は三九・八万円である。

この評価額にみる住宅事情の格段の差は、N家が、昭和恐慌下の開拓農家（山形県旧東村山郡大曾根村出身、当主の父三才のおり）であったこと、しかもその後の畑作時代を通して改善が行なわれなかつたことによる。

それ故に現在、子弟の成長もあって強い改築要求があるのでが、しかし以上の経済事情からして当面それは困難なのではなかろうか——昭和部落全体でも改築した農家はない。

N家の家計＝生活水準は、この点からみてもかなり未だ切り下げられたままのものとしうことができるであろう。

こうしたもので支払われる先の利子部分、それはどう呼ばれ、何と評価されるのであらうか。

一步をあやまれば自慢するおそれも多分にある、そのような経営として、先のように社会的水準に規定されて成立した「小農」経営、そのもとで彼らが意図し、最も関心するところは生産の安定であり、そして一日も早い経営の安定ではないか。そこでは危険をおかしてまで水稲直播栽培をおこない、あるいは新しい「原理」にいどもうとするであらうか。N家の経営は、少なくともいまのところそれを強くこびんでいるようである。

〔N氏（特に名を秘す）は、当所の昭和四三年度駐村研究員として資料の提供を受けたものである。〕